
次期リサイクル施設整備・運営事業

実施方針

令和7年1月

佐賀県東部環境施設組合

< 目 次 >

第1節 事業内容に関する事項	1
1 事業名称	1
2 本事業の対象となる公共施設等の種類	1
3 公共施設等の管理者	1
4 事業目的	1
5 本事業対象施設の概要	2
6 事業方式	2
7 契約の形態	2
8 事業期間	3
9 事業の対象となる業務範囲	3
10 法令等の遵守	3
11 事業スケジュール（予定）	4
第2節 事業者の募集及び選定に関する事項	5
1 事業者の募集及び選定方法	5
2 事業者募集及び選定の手順	5
3 入札参加資格要件	7
4 応募者の審査及び落札者の決定	11
第3節 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	13
1 想定されるサービスの水準・仕様	13
2 事業の実施状況のモニタリング	13
3 事業者の収入	13
4 本組合が適用を予定している交付金等について	13
5 想定されるリスクの分担	13
6 地元雇用や地元企業の活用	13
第4節 公共施設の立地並びに規模及び配置に関する事項	15
1 敷地面積	15
2 都市計画事項	15
第5節 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	15
1 係争事由に係る基本的な考え方	15
2 管轄裁判所	15
第6節 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	15
1 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	15
2 本組合の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	15
3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合	16
4 その他	16
第7節 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	16

第8節 其他事業の実施に関し必要な事項	16
1 議会の議決	16
2 情報提供	16
3 本実施方針に関する問い合わせ先	16

【用語の定義】

用語	定義
本組合	佐賀県東部環境施設組合をいう。
構成市町	鳥栖市、神埼市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町の2市3町をいう。
本事業	次期リサイクル施設整備・運営事業をいう。
事業実施区域	本事業を実施する区域をいう。
本施設	本事業において設計・建設され、運営される次期リサイクル施設をいい、管理棟・工場棟、計量棟、ストックヤードのほか、駐車場、構内道路、危険物保管庫、配管、構内サイン、構内照明、外構等の事業実施区域内の設備及びその付帯設備を含めていう。
本工事	本事業のうち、本施設の設計・建設工事及び関連する付帯工事をいう。
運營業務	本事業のうち、本施設の運営・維持管理に係る業務をいう。
運転業務	運營業務のうち、本施設の適切な運転及びごみの適正処理業務を指し、主に受付・計量業務、搬入管理、適正処理・適正運転、用役の管理、搬出物等の管理・搬出等をいう。
維持管理業務	運營業務のうち、本施設が要求性能を発揮するための維持管理業務を指し、主に保守管理、修繕工事、施設の保全、機能検査、清掃等をいう。
プラント	本施設のうち処理対象物の処理に必要な全ての設備（機械設備、電気設備及び計装設備等を含む。）を総称していう。
建築物等	本施設のうちプラントを除く設備及び建築物を総称していう。
工場棟	本施設のうち、マテリアルリサイクル推進施設及び付随する諸室を有する建築物をいう。
組合管理諸室	工場棟内に設置する本組合職員が執務を行う諸室及び付随する設備をいう。
DBO方式	Design（設計）、Build（建設）、Operate（運営）を民間事業者に一括して委ねる事業手法をいう。
事業者	本組合と事業契約を締結し、本事業を実施する者をいう。
建設事業者	本工事を行う者をいう。
運營業事業者	本施設の運營業務を行う者をいう。
事業提案書	応募者が提出した本事業の技術提案図書をいう。
応募者	本事業の入札手続きに参加する複数企業で構成されるグループをいう。
落札者	落札者決定基準書に基づいて事業者選定委員会が実施する評価・審査の結果を踏まえ、本組合が決定した者をいう。
共同企業体	複数の異なる企業等が共同で事業を行う組織をいう。
代表企業	応募者のうち、代表して入札手続き等を行う企業をいう。
構成員	応募者のうち、共同企業体を構成する企業をいう。
協力企業	応募者のうち、代表企業又は構成員でない企業をいう。
地元企業	構成市町に本社又は本店を有する企業をいう。
事業者選定委員会	本組合が設置する「佐賀県東部環境施設組合次期リサイクル施設整備及び運營業事業者選定委員会」をいう。
入札説明書等	本事業の入札公告に際して配布する入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）、運營業務委託契約書（案）、提出書類の作成要領、様式集などの書類を総称していう。
入札説明書	本事業の入札に参加する者に対して、本組合が事業条件や参加手続き等

用語	定義
	を説明するための書類をいう。
要求水準書	入札公告時に公表する「次期リサイクル施設整備・運営事業要求水準書」をいう。
基本協定	事業契約の締結に向けた双方の協力について定めることを目的として、本組合と落札者が締結する協定をいう。
事業契約	本事業に係る基本契約、建設工事請負契約、運營業務委託契約の総称をいう。
基本契約	本事業を事業者に一括で発注するために、本組合と落札者で締結する契約をいう。
建設工事請負契約	本事業の設計及び建設の実施のために、基本契約に基づき、本組合と建設事業者が締結する契約をいう。
運營業務委託契約	本事業における運營業務の実施のために、基本契約に基づき、本組合と運營業務事業者が締結する契約をいう。
交付金	循環型社会形成推進交付金制度により、本事業の実施に要する経費に充てるため国から交付される交付金をいう。

第1節 事業内容に関する事項

1 事業名称

次期リサイクル施設整備・運営事業

2 本事業の対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設

3 公共施設等の管理者

佐賀県東部環境施設組合 管理者 向門 慶人

4 事業目的

本組合は、以下に示す4つの基本方針に基づき、本施設の整備を進めている。

本事業は、民間企業の経営能力及び技術的能力を活用することにより、本施設の効率的かつ効果的な設計・建設及び運営を行い、将来にわたり安全で安定したごみの適正処理、循環型社会の構築を目的とする。

- 1) 安全で安定性に優れた施設
 - ・耐震化等を図り、災害に対して強靱性を確保した施設
 - ・日常的な施設の稼働や維持管理において安全かつ安定性に優れた施設
- 2) 環境にやさしく、資源循環型社会を推進する施設
 - ・環境保全・公害防止対策に万全を期する施設
 - ・積極的な資源化により、循環型社会推進に貢献できる施設
- 3) 地域に親しまれる施設
 - ・積極的な情報公開のもと、住民に理解され、信頼される施設
 - ・住民が身近に活用でき、周囲の景観と調和のとれた施設
- 4) 経済性や効率性に優れた施設
 - ・建設から維持管理まで含めたトータルでの経済性や効率性に優れた施設

5 本事業対象施設の概要

本事業対象施設の概要を示す。

項目	概要																
事業実施場所	佐賀県鳥栖市立石町地内																
マテリアル リサイクル 推進施設	処理対象物	<ul style="list-style-type: none"> ・不燃ごみ ・可燃性粗大ごみ ・不燃性粗大ごみ ・剪定枝 ・ビン類（生きビン、茶色ビン、無色ビン、その他色ビン） ・アルミ缶、スチール缶 ・スプレー缶 ・ペットボトル ・容器包装プラスチック ・紙類（段ボール、紙パック、新聞・雑誌・チラシ、その他） ・古布 ・白色トレイ ・廃食用油 ・有害ごみ ・その他 															
	処理方式	破砕・選別、圧縮・梱包、一時保管															
	施設規模	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">破砕・選別処理施設</td> <td style="text-align: right;">: 24 t/5h</td> </tr> <tr> <td>ビン類選別施設</td> <td style="text-align: right;">: 4 t/5h</td> </tr> <tr> <td>缶類選別・圧縮施設</td> <td style="text-align: right;">: 1 t/5h</td> </tr> <tr> <td>スプレー缶ガス抜き施設</td> <td style="text-align: right;">: 0.2 t/5h</td> </tr> <tr> <td>ペットボトル選別・圧縮梱包施設</td> <td style="text-align: right;">: 2 t/5h</td> </tr> <tr> <td>容器包装プラスチック選別・圧縮梱包施設</td> <td style="text-align: right;">: 1 t/5h</td> </tr> <tr> <td>紙類圧縮成型施設</td> <td style="text-align: right;">: 2 t/5h</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td style="text-align: right;">34.2 t/5h</td> </tr> </table>	破砕・選別処理施設	: 24 t/5h	ビン類選別施設	: 4 t/5h	缶類選別・圧縮施設	: 1 t/5h	スプレー缶ガス抜き施設	: 0.2 t/5h	ペットボトル選別・圧縮梱包施設	: 2 t/5h	容器包装プラスチック選別・圧縮梱包施設	: 1 t/5h	紙類圧縮成型施設	: 2 t/5h	合 計
破砕・選別処理施設	: 24 t/5h																
ビン類選別施設	: 4 t/5h																
缶類選別・圧縮施設	: 1 t/5h																
スプレー缶ガス抜き施設	: 0.2 t/5h																
ペットボトル選別・圧縮梱包施設	: 2 t/5h																
容器包装プラスチック選別・圧縮梱包施設	: 1 t/5h																
紙類圧縮成型施設	: 2 t/5h																
合 計	34.2 t/5h																
その他 関連施設等	計量棟、ストックヤード、駐車場、構内道路、危険物保管庫、配管、構内サイン、構内照明、外構 等																

6 事業方式

本事業は、本施設の設計・建設及び運営・維持管理を事業者が一括して行う DBO 方式により実施する。

7 契約の形態

本組合と落札者は、基本契約、建設工事請負契約及び運営業務委託契約の締結に向けた双方の協力義務等を規定した基本協定を速やかに締結する。

本組合は、事業者と相互に協力し本事業を円滑に実施するため本事業に係る基本契約を締結する。また、基本契約に基づいて、代表企業と建設工事請負契約及び本事業に係る運営業務委託契約を締結する。

事業契約スキーム（例）を「実施方針添付資料 1」に示す。

8 事業期間

- (1) 設計・建設工事期間 事業契約締結日の翌日から令和11年3月31日まで
- (2) 運營業務期間 令和11年4月1日から令和36年3月31日まで

9 事業の対象となる業務範囲

事業者及び本組合が行う主な業務範囲は次のとおり。詳細は要求水準書を参照のこと。

(1) 事業者が行う業務

ア 本施設の設計・建設に関する業務

- (ア) 本施設の設計・建設
- (イ) 本組合が提示する調査結果以外に必要な事前調査
- (ウ) 本組合の交付金等申請支援
- (エ) 設計・建設に係る許認可申請（本組合への支援含む）
- (オ) 近隣対応（建設事業者の実施する業務に起因するもの）

イ 本施設の運営に関する業務

- (ア) 運転管理業務（破碎残渣、剪定枝以外の可燃ごみの運搬含む）
- (イ) 維持管理業務
- (ウ) 測定管理業務
- (エ) 防災管理業務
- (オ) 情報管理業務
- (カ) 関連業務

ウ その他これらを実施する上で必要な業務

(2) 本組合が行う業務

ア 本施設の設計・建設に関する業務

- (ア) 本施設の交付金等申請手続
- (イ) 設計・建設に係る許認可申請（本組合による実施が必要なもの）
- (ウ) 本施設の設計・建設モニタリング
- (エ) 近隣対応（建設事業者の実施する業務に起因するもの以外）

イ 本施設の運営に関する業務

- (ア) 本施設への処理対象物の搬入
- (イ) 搬出物の搬出及び処分（資源化及び破碎残渣、剪定枝の運搬含む）
- (ウ) 近隣対応（運營業事業者の実施する業務に起因するもの以外）
- (エ) 視察・見学対応
- (オ) 運営モニタリング

ウ その他これらを実施する上で必要な業務

10 法令等の遵守

本組合及び事業者は、本事業の実施に当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等、必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

11 事業スケジュール（予定）

- | | |
|----------------|------------------------|
| (1) 特定事業の選定・公表 | 令和7年3月 |
| (2) 入札公告 | 令和7年4月 |
| (3) 落札者の決定・公表 | 令和7年11月 |
| (4) 基本協定の締結 | 令和7年12月 |
| (5) 事業契約の締結 | 令和8年2月 |
| (6) 本施設の設計・建設 | 事業契約締結日の翌日～令和11年3月 |
| (7) 本施設の運営 | 令和11年4月～令和36年3月（約25年間） |

第2節 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定方法

本事業では、応募者が本事業の入札公告に際して配布する入札説明書等に示す入札参加資格要件を満たしており、かつ応募者の提案内容が、技術的観点から本組合の要求水準を満足することが見込める内容であることを前提として、落札者を決定する。なお、落札者の決定は、公平性、透明性の確保の観点から、総合評価一般競争入札により行う。

2 事業者募集及び選定の手順

(1) 事業者の募集及び選定スケジュール（予定）

事業者の募集、選定、契約スケジュールは次のとおり予定している。

内 容	日 程
①実施方針等の公表	令和7年1月中旬
②実施方針等に関する質問の受付期限	令和7年2月上旬
③実施方針等に関する質問への回答	令和7年2月下旬
④特定事業の選定・公表	令和7年3月中旬
⑤入札公告及び入札説明書等の公表	令和7年4月上旬
⑥第1回入札説明書等に関する質問の受付期限 【入札参加資格に関する質問】	令和7年4月中旬
⑦第1回入札説明書等に関する質問への回答公表 【入札参加資格に関する質問】	令和7年4月下旬
⑧第1回入札説明書等に関する質問の受付期限 【入札参加資格以外に関する質問】	令和7年4月下旬
⑨第1回入札説明書等に関する質問への回答公表 【入札参加資格以外に関する質問】	令和7年5月中旬
⑩入札参加資格審査書類受付期限	令和7年5月中旬
⑪入札参加資格審査結果通知	令和7年5月下旬
⑫対面的対話用資料受付期限	令和7年6月上旬
⑬対面的対話	令和7年6月下旬
⑭第2回入札説明等に関する質問の受付期限	令和7年7月上旬
⑮第2回入札説明等に関する質問への回答公表	令和7年7月中旬
⑯事業提案書受付期限	令和7年8月下旬
⑰事業提案に関する審査・最終候補者の選出	令和7年11月下旬
⑱落札者の決定・公表	令和7年11月下旬
⑲基本協定締結	令和7年12月下旬
⑳仮契約締結	令和8年1月下旬
㉑事業契約締結	令和8年2月下旬

(2) 事業者の募集及び選定手続き等

ア 実施方針等に関する質問受付及び回答

(ア) 提出期間

本実施方針公表日から令和7年2月3日(月)17:00までとする。

(イ) 提出方法

実施方針に関する質問書(様式1)(Microsoft Excel 形式)に必要事項を記入の上、E-mailにより提出すること。なお、本組合が必要と認めた場合は、質問について直接確認を行うことがある。

a 提出先

「第8節 3 本実施方針に関する問い合わせ先」参照。

b E-mailのタイトル及び質問書のファイル名

「提出者名_実施方針に関する質問書」

※E-mailのタイトル及び質問書のファイル名を統一すること。

※「提出者名」には質問書を提出する企業名(株式会社は省略のこと。)を記入のこと。また、「提出者名」の直後は「アンダーバー()」とすること。なお、可能な限りファイル名への機種依存文字の使用を控えること。

(ウ) 到達の確認方法

質問書を提出した者は、電話により質問書の到着確認を行うこと。

(エ) 回答の公表

a 公表方法

令和7年2月28日(金)17:00までに本組合のホームページにて公表する。

b その他

本事業に直接関係しないと本組合が判断した質問には回答しない。

また、応募者の特殊な技術、ノウハウ等に係る応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある質問については、公表せず、応募者に対して個別に回答する場合がある。

イ 特定事業の選定・公表

本組合は、本事業を特定事業として選定した場合、その判断の結果を評価の内容と併せ、速やかに公表する。

ウ 入札公告及び入札説明書等の公表

本組合は、令和7年4月上旬(予定)に入札公告を行い、入札説明書等を公表する。入札公告以降の手続きの詳細については、入札説明書等に示す。

3 入札参加資格要件

応募者は、次の資格要件を全て満たすこと。本組合は、応募者の資格の確認を行うために入札参加資格審査を実施する。

(1) 応募者の構成等

- ア 応募者は、設計・建設工事及び運営業務を実施する予定の複数の企業で構成する企業グループとする。
- イ 応募者は、共同企業体を組織することができる。ただし、本施設の運転業務を行う者は、共同企業体を組織することができない。
- ウ 応募者の企業グループの中から「第2節 3 (2) ア (ア) 本施設のプラントの設計・建設を行う者の要件」を満たす1者を「代表企業」として定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うこととする。
- エ 応募者は、代表企業に加えて構成員又は協力企業から構成されるものとする。
- オ 構成員又は協力企業の変更は認めない。ただし、特段の事情があると本組合が認めた場合は、この限りではない。
- カ 構成員又は協力企業は、他の応募者の構成員又は協力企業となることはできない。ただし、本施設の運転業務を行う者については、この限りでない。なお、運営事業者が運営業務を一括再委託することは禁止する。
- キ 構成員又は協力企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募者の構成員となることは認めない。なお、「資本関係又は人的関係のある者」とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう（以下同じ。）。
 - (ア) 資本関係がある場合
 - 以下の a 又は b のいずれかに該当する二者の場合。
 - a 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条4号及び会社法施行規則第3条（平成18年法務省令第12号）の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
 - b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - (イ) 人的関係がある場合
 - 以下の a 又は b のいずれかに該当する二者の場合。なお、以下でいう役員とは、社外役員を含む、常勤又は非常勤の取締役、監査役、執行役員、その他全ての役員を指す。
 - a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法（平成14年法律第154号）第67条第1項又は民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
 - (ウ) その他落札者の決定の適正さが阻害されると認められる場合
 - その他上記(ア) 又は(イ) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
 - ク 同一応募者が複数の提案を行うことはできない。

(2) 応募者等の入札参加資格要件

ア 各業務を行う者の要件

応募者は、本事業の設計・建設工事及び運營業務の各業務を行う者として、以下の(ア)から(ウ)の各項の要件を満たす企業で構成すること。なお、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務にあたる者を兼ねることが可能である。

(ア) 本施設のプラントの設計・建設を行う者の要件

本施設のプラントの設計・建設を行う者は、代表企業とし、次の要件を全て満たすこと。

- a 構成市町のいずれかの入札参加資格者名簿（令和7年度・令和8年度）に登録されている者であること。
- b 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による清掃施設工事の許可を受けていること。
- c 国又は地方公共団体（地方自治法第284条に規定する地方公共団体の組合を含む。）から元請けとして次の要件を全て満たす一般廃棄物処理施設の建設工事をDBO方式により受注した実績を有すること。
 - (a) 平成27年4月1日以降に契約した施設
 - (b) 施設規模が10t/日以上施設
 - (c) 破砕・選別設備を有するマテリアルリサイクル推進施設
- d 建設工事期間において、建設業法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格証（清掃施設工事業）の交付を受けている者を本工事に専任で配置できること。

(イ) 本施設の建築物等の設計・建設を行う者の要件

本施設の建築物等の設計・建設を行う者は、代表企業、構成員又は協力企業の複数で実施するものとし、少なくとも1者が次の要件を全て満たすこと。また、構成員又は協力企業のうち、少なくとも1者は、佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則（昭和28年規則第21号）第2条第3項の規定により、令和7年・8年度における建設業者施行能力等級表（建築一式工事）のAの決定を受けている地元企業であること。

- a 構成市町のいずれかの入札参加資格者名簿（令和7年度・令和8年度）に登録されている者であること。
- b 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録の登録を行っていること。
- c 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する建築一式工事の許可を受けていること。
- d 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設の建築物の設計・施工を元請、又はプラントメーカーの一次下請けとして実施した実績を有すること。
- e 建設工事期間において、建設業法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格証（建築工事業）の交付を受けている者を本工事に専任で配置できること。

(ウ) 本施設の運營業務を行う者の要件

本施設の運營業務を行う者は、代表企業、構成員又は協力企業とする。運營業務のうち、運転業務、また、維持管理業務を行う者は次の要件を満たすこと。

a 本施設の運転業務を行う者の要件

本施設の運転業務を行う者は、代表企業又は協力企業とすること。なお、複数の協力企業で実施する場合は、少なくとも1社が次の要件を満たすこと。

- (a) 国又は地方公共団体（地方自治法第284条に規定する地方公共団体の組合を含む。）から、一般廃棄物処理施設のうち破碎・選別設備を有するマテリアルリサイクル推進施設の運転管理業務の受託実績を有すること。

b 本施設の維持管理業務を行う者の要件

本施設の維持管理業務を行う者は、代表企業、構成員又は協力企業とすること。なお、複数の構成員又は協力企業で実施する場合は、少なくとも1社が次の要件を満たすこと。

- (a) 国又は地方公共団体（地方自治法第284条に規定する地方公共団体の組合を含む。）から、一般廃棄物処理施設のうち破碎・選別設備を有するマテリアルリサイクル推進施設の維持管理業務の受託実績を有すること。

イ 応募者の制限

次のいずれかに該当する者は、代表企業、構成員又は協力企業となることはできない。

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

(イ) 構成市町より入札参加指名停止等の措置を入札参加資格審査書類受付期限までの間に受けている者

(ウ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく罰金刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(エ) 国税又は地方税を滞納している者

(オ) 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止などの事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者

(カ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者

(キ) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

(ク) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てがなされている者

(ケ) 自己又は自社の役員が構成市町の暴力団排除条例に規定による暴力団又は暴力団員に該当する者（暴力団又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む）

(コ) 本組合が本事業の検討に関して業務を委託した次に示す者と資本関係又は人的関係のある者

・次期リサイクル施設整備及び運営事業に係る事業者選定アドバイザー業務の受託者

八千代エンジニアリング株式会社

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

ウ 参加資格の確認

(ア) 参加資格確認基準日は入札参加資格審査書類受付期限とする。各証明書類の有効期限は、参加資格確認基準日から起算して3ヶ月以内とする。

(イ) 参加資格確認基準日から落札者決定日までの間に応募者の構成員又は協力企業が入札参加資格要件を欠いた場合、本組合は当該応募者を落札者決定のための審査対象から除外することがある。

(ウ) 落札者決定日の翌日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に落札者の構成員又は協力企業が入札参加資格要件を欠いた場合、本組合は落札者決定を取り消すことがある。この場合において、本組合は、落札者決定を取り消した応募者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

(3) その他留意事項

事業提案書の提出においては、以下を遵守すること。

ア 代表企業と本施設の運転業務を行う者は、秘密保持契約を締結すること。

イ 本施設の運転業務を行う者は、事業提案書の作成等に当たり、コンソーシアムごとに内部の担当人員を分け、他コンソーシアムの担当の情報にアクセスできないような対応を行うなど、厳密な情報隔離を行うこと。

ウ 本施設の運転業務を行う者に起因する情報漏洩が発覚した場合、本組合は情報漏洩を行った本施設の運転業務を行う者に対し、厳正な処置を行う。

4 応募者の審査及び落札者の決定

(1) 事業提案審査

本組合は、応募者の事業提案の審査を公平に専門的知見に基づいて実施するため、学識経験者等で構成する事業者選定委員会を設置する。

(2) 審査の手順及び方法

ア 入札参加資格審査

入札参加資格審査に当たっては、入札参加資格審査に関する提出書類について審査を行い、入札参加資格要件の具備を確認する。

イ 事業提案審査

事業提案審査に当たっては、あらかじめ設定した審査事項に従って事業者選定委員会が審査を行い、落札候補者を選定する。その結果を踏まえ、本組合が落札者を決定する。

ウ 審査事項

審査事項は、入札公告時に公表する落札者決定基準に示す。

エ 審査結果

審査結果は、各応募者へ通知するとともに、落札者の決定及び審査講評を本組合のホームページに掲載する。

(3) 落札者決定後の手続き

ア 基本協定の締結

落札者決定後、本組合と落札者は、速やかに事業契約の締結に向けた相互の協力義務等について規定した基本協定を締結する。

イ 契約内容に関する協議

本組合と落札者は、基本協定に基づき事業契約の趣旨・解釈を明確化するための協議を行うものとする。

(4) 著作権

応募者から提出される資料の著作権は、応募者に帰属する。ただし、本組合が本事業に関して必要と認める用途に用いる場合、応募者と協議の上、本組合は応募資料の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

(5) 特許権等

応募者からの提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、運営・維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った応募者が負うこととする。

(6) 応募に係る費用負担

応募に係る費用は、応募者の負担とする。

第3節 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 想定されるサービスの水準・仕様

事業者は、入札説明書等及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて、本事業の入札説明書等に示す本施設等の機能が十分発揮できるよう、設計・建設工事及び運営業務を行うこと。

2 事業の実施状況のモニタリング

本組合は、事業者が実施する本施設の設計・建設及び運営・維持管理段階における全ての業務について、モニタリングを行う。モニタリングの方法及び内容等については、入札説明書等に定める。

また、事業者の提供する施設の設計・建設工事及び運営業務に係るサービスが十分に達せられない場合、本組合は、事業者に対して改善勧告を行い、改善策の提出・実施を求めるとともに、対価の支払額を減額することができる。

3 事業者の収入

本事業における事業者の収入は次のとおりとする。詳細は、入札説明書等において示す。

(1) 本施設の設計・建設工事に係る対価

本組合は、本施設の設計・建設工事の対価として、設計・建設工事費を建設業者に支払う。

(2) 本施設の運営業務に係る対価

本組合は、本施設の運営業務の対価として、運営業務委託費を運営業者に支払う。

4 本組合が適用を予定している交付金等について

本組合は、本事業の実施に関して、交付金の適用を予定している。交付金の申請等の手続は本組合において行うが、建設事業者は申請手続に必要な書類の作成等について本組合を支援するものとする。

5 想定されるリスクの分担

(1) 基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すため、本組合と事業者が適正にリスクを分担することとする。原則として事業者がリスクを負うものとするが、本組合が分担すべき合理的な理由があるリスクについては、本組合がリスクを負うこととする。

(2) 想定されるリスクの分担

本組合と事業者のリスク分担は、原則として「実施方針添付資料2 リスク分担（案）」によるものとする。なお、その詳細については、入札説明書等において示す。

6 地元雇用や地元企業の活用

事業者は、本事業の実施に当たり、構成市町の人材の雇用に配慮するとともに、関係法令等に基づく雇用基準等を遵守すること。

また、下請人等を選定する際は、地元企業を優先し、選定するよう努めること。ただし、工事の性質等により地元企業に発注することが適当でない場合は、構成市町に営業所を有する企業を優先し、選定するよう努めること。なお、資機材等の調達、納品等においても同様とし、積極的に地元企業の活用に努めるものとする。

第4節 公共施設の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 敷地面積

約 35,600 m²（搬入道路、法面を含む）※敷地有効面積（約 20,600 m²）

2 都市計画事項

(1) 都市計画指定	都市計画区域内（市街化調整区域）
(2) 用途地域	指定なし
(3) 防火地域	指定なし
(4) 高度地区	指定なし
(5) 建ぺい率	60%以下
(6) 容積率	100%以下
(7) 騒音規制	第2種区域
(8) 振動規制	第1種区域
(9) 悪臭規制	指定なし
(10) 日影規制	指定なし
(11) 緑化率	指定なし

第5節 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1 係争事由に係る基本的な考え方

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、本組合と事業者は、協議するものとし、協議が整わない場合は、法令及び事業契約中に規定する具体的措置に従う。

2 管轄裁判所

事業契約に関する紛争については、佐賀地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6節 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- (1) 事業者の提供するサービスが、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、本組合は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつた場合は、本組合は、事業契約を解除することができる。
- (2) 事業者の財務状況が著しく悪化するなどの事由により事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、本組合は、事業契約を解除することができる。
- (3) 前2号の規定により本組合が事業契約を解除した場合、事業者は、本組合に生じた損害を賠償しなければならない。

2 本組合の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- (1) 本組合の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解除することができる。

(2) 前号の規定により事業者が事業契約を解除した場合、本組合は、事業者が生じた損害を賠償する。

3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他本組合又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本組合及び事業者は、事業継続の可否について協議する。なお、一定の期間内に協議が整わない場合は、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、本組合及び事業者は、事業契約を解除することができる。

4 その他

その他、本事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定める。

第7節 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

本事業に関して、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に規定される法制上及び税制上の優遇措置等並びに財政上及び金融上の支援等はない。

第8節 その他事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

本組合は、債務負担行為の設定及び事業契約の締結にあたって、あらかじめ組合議会の議決を経るものとする。

2 情報提供

情報提供は、適宜、本組合のホームページで行う。

3 本実施方針に関する問い合わせ先

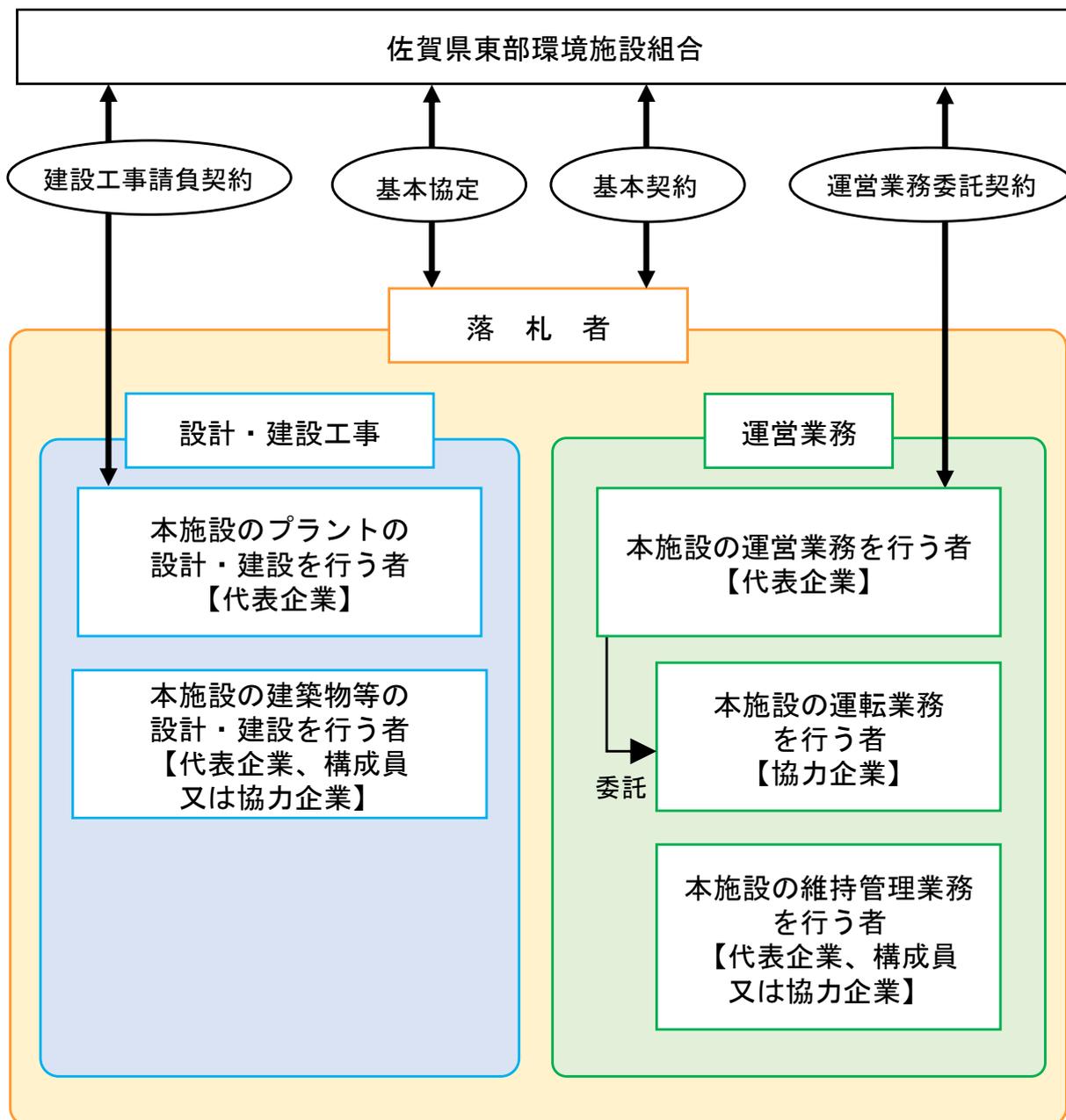
担 当 部 署：佐賀県東部環境施設組合 事業2係

住 所：〒849-0102 佐賀県三養基郡みやき町大字簗原 4432

電 話：0942-81-8845

電子メール：info@s-toubukankyo.jp

実施方針添付資料1 契約スキーム（例）



実施方針添付資料2 リスク分担（案）

期間	リスクの種類	No.	リスクの内容	本組合	民間事業者
全期間共通	募集資料リスク	a	入札説明書等の誤り又は変更によるもの。	○	
	住民対応リスク	b	民間事業者が実施する業務に起因する住民反対運動、訴訟・要望に関するもの等		○
		c	上記以外のもの	○	
	政治リスク	d	政策方針の転換による事業内容の変更又は事業中止	○	
	議会リスク	e	本事業の実施に関する議会不承認	○	
	用地リスク	f	地中障害物、その他入札説明書等から予見できない用地の瑕疵に関するもの	○	
	第三者賠償リスク	g	民間事業者が実施する業務に起因して発生する事故等		○
		h	上記以外のもの	○	
	許認可リスク	i	本組合が取得すべき許認可の取得の遅延に関するもの	○	
		j	民間事業者が取得すべき許認可の取得の遅延に関するもの		○
	応募コスト	k	応募コストに関するもの		○
	法令変更リスク	l	本事業に直接関連する法令・税制の変更等によるもの	○	
		m	上記以外の法令・税制度の新設・変更に関するもの		○
	不可抗力リスク	n	大規模な災害等の予測できない事態の発生による増加費用、事業の中断、延期等に関するもの	○	△
	金利変動リスク	o	金利上昇に伴う民間事業者の経費増減によるもの		○
物価変動リスク	p	物価変動に係る費用の増減（一定の範囲内）		○	
	q	物価変動に係る費用の増減（一定の範囲を越えた部分）	○		
要求水準不適合リスク	r	契約で規定した要求性能の不適合によるもの（設計・建設の契約不適合によるものを含む）		○	
設計段階	測量・調査リスク	s	本組合が実施した測量、調査に関するもの	○	
		t	民間事業者が実施した測量、調査に関するもの		○
	設計変更リスク	u	本組合の指示・提示条件の不備・変更による設計変更	○	
		v	民間事業者の提案内容の不備・判断によるもの		○
	建設着工遅延リスク	w	本組合の事由による建設工事の着工遅延に関するもの	○	
x		民間事業者の事由による建設工事の着工遅延に関するもの		○	
建設段階	工事費増加リスク	y	本組合の提示条件の不備・変更に関するもの	○	
		z	民間事業者の事由によるもの		○
	工事遅延リスク	aa	着工後の本組合の指示等に関するもの	○	
		ab	民間事業者の事由によるもの		○
	試運転・性能試験リスク	ac	試運転・性能試験に要する廃棄物の供給等に関するもの	○	
ad		試運転・性能試験の結果、契約等で規定した要求性能の不適合によるもの		○	
運営段階	ごみ量変動リスク	ae	施設許容量以内のごみの受け入れに関するもの		○
		af	施設許容量を超過するごみの処理に関するもの	○	
	ごみ質変動リスク	ag	想定ごみ質の範囲内のごみ質変動に関するもの		○
		ah	想定ごみ質の範囲を超えるごみ質変動に関するもの	○	

※ ○主分担、△従分担